



2022年7月14日

各 位

上場会社名 佐鳥電機株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之  
(コード番号 7420 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 諏訪原 浩二  
(TEL 03-3451-1040)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年8月19日開催予定の第80期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、事業目的を追加するとともに、既存の文言の見直しを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できる旨の規定を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 変更案附則第2条は、上記①~③の規定の効力発生日および経過措置を設けるものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 2022年8月19日(金)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日 2022年8月19日(金)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具、装置及び線材の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</u></p> <p>2. <u>前号に定めた機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品の開発・設計、製造加工、販売並びに輸出入</u></p> <p>3. <u>第1号及び第2号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入</u></p> <p>4. <u>第1号に定めた機械器具及び装置に関する保守</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>5. <u>電気通信工事の設計及び施工並びに請負</u></p> <p>6. <u>合成樹脂その他の化学品及び金属の加工、販売並びに輸出入</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>7. <u>前各号の事業に関連する労働者派遣事業</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>8. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>次に掲げる機械器具等の開発、設計、製造加工、販売、輸出入、賃貸及び保守</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(1) 電気通信及び光通信機械器具、コンピュータ等電子応用機械器具、電気機械器具並びにこれらに関連する装置及び線材</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 上記(1)の機械器具及び装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品</u></p> <p>2. <u>コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、設計、販売、輸出入、賃貸及び保守</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p>3. <u>情報通信サービス業</u></p> <p>4. <u>情報処理及び情報提供サービス業</u></p> <p>5. <u>前各号の事業に関するコンサルティング</u></p> <p>6. <u>電気通信工事の設計及び施工並びに請負</u></p> <p>7. <u>合成樹脂その他の化学品及び金属の加工、販売並びに輸出入</u></p> <p>8. <u>古物の売買</u></p> <p>9. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>10. <u>前各号に関する事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p> <p>11. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に関する事項を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p>

<p><u>ことにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を適用する。</u></p> <p>③ <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上